平成 28 年 5 月

遊佐町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 5 月 25 日 (水) 午後 2 時 00 分~4 時 30 分

2. 場 所 遊佐町役場 2階 202 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項2 使用貸借権の期間変更について

議第7号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

議第8号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

議第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名
1	今 井	彰	2	佐藤	重一	3	伊原で	トとみ	4	池田	俊明
5	齋 藤	誠喜				7	川俣	義昭	8	渡会	健
9	菅原	幸男	10	荒生は	あや子	11	今野	一彦	12	鈴木	寿一
13	本間	克修	14	菅原	寛志	15	佐藤	充	16	髙橋	正樹

5. 欠席委員 (1名)

番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名
6	石垣	敏勝									

6. 事務局出席者 (3名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

- 7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)
- 8. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会5月定例会を開催します。
	はじめに、10番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお
	願いします。
	(10 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
10番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。
	欠席委員1名、出席委員15名で過半数の委員が出席しておりますので、
	農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立し
	ております。
	以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨
	拶をお願いします。
会長	我々の任期満了に伴う、次の農業委員の定数や最適化推進員の定数、報酬
	についてどういう形にするのが良いか歴代の会長から4月28日に話を聞く
	ことが出来ました。今までの復習になりますが、話を聞いて頂きたいと思い
	ます。歴代の会長からは、今の議会の状況をみると定数を増やすことは考え
	られない。定数を増やすことで人件費も増える為、議会は通らないのでない
	かという指摘を受けました。
	これを踏まえて、事務局と前事務局次長が話し合いを行い、今は推進員を
	置かなければならないが、3年後の改選時期には、遊佐町として遊休農地が
	1%以下に農地集積率が70%以上になる確立が高いので、推進員を置かなく
	てもよくなると予測されます。3年後と言うと農政の大改革の時です。必ず
	や農地の移動や権利移動の設定が増えてくると思われます。
	それらを考え、定数は現在と同じ16人、推進委員は蕨岡、遊佐、南西部、
	北部から1名ずつの4人とし、推進委員の報酬は農業委員の80%という事
	で6月議会に提案していきたいと思います。後ほどの全員協議会でも話があ
	りますので宜しくお願いします。
	本日は、5月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいます
	ようお願いしまして、挨拶と致します。
事務局長	ありがとうございました。
	それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規程」に
	より、会長が当たることになっておりますので、髙橋会長より議長をお願い 、
	します。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名
	人の選任を行います。
	恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ござ -
	いませんか。
	(異議なしの声)
	では 11 番今野一彦委員、12 番鈴木寿一 委員にお願いします。
	なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。それでは、総会次第に基

	づき進行いたします。				
	がた。				
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)				
事務局長	(報告事項、朗読説明)				
本					
事務局	補足説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。 切ります。 地はない 2 名の 2 第 1 項の担党による民間は表の項押によりて				
	報告事項1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について				
	合計 6 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。				
	番号 6 計 7 筆、15,414 m ²				
	番号 7 計 6 筆、5,204 ㎡				
	番号 8 計 9 筆、7,219.78 ㎡				
	番号 9 計 7 筆、8,760 ㎡				
	番号 10 計 10 筆、1,707 ㎡				
	番号 11 計 4 筆、10,253 ㎡				
	以上6件、全て相続による所有権の取得です。				
	報告事項 2. 使用貸借権の期間変更について				
	番号 1 計 23 筆、32,894 ㎡				
	貸人で父親の経営移譲年金受給のために農地法第3条の使用貸借権を結				
	んでおりますが、この契約期間を変更するものです。				
	変更前の存続期間は平成 18 年 8 月 25 日から平成 28 年 12 月 31 日までの				
	10年4ヶ月間で、これを、平成28年8月24日までの10年間に変更しま				
	す。				
	以上です。				
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。				
	(質問・意見なし)				
	無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。				
	議第7号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局				
	の説明を求めます。				
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)				
 事務局長	(議案書、朗読説明)				
議長	事務局より補足説明願います。				
	(事務局が挙手し、議長が指名する)				
事務局	ご説明いたします。				
	農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立				
	した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になって				
	おります。				
	個別にご説明いたします。				

·	
	番号 4 計 1 筆、1,619 ㎡
	解約の事由は第三者への所有権移転のためで、解約後は議第8号番号2で
	農地法第5条による所有権移転の予定です。
	番号 5 計 1 筆、1,511 ㎡
	解約の事由は所有権移転のためで、解約後は議第9号番号4で第三者へ所
	有権移転の予定です。
	番号 6-1・6-2 は農地利用円滑化団体である農協を通した契約の解約です。
	計 7 筆、12,272 ㎡
	解約の事由は契約方法変更のためで、解約後は議第9号番号22で現在の
	耕作者と契約の予定です。
	以上です。
	ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・
成 及	意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
	無いようですので、お諮りします。
	議第7号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について原案のと おり決定する事に賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、原案の通り受理することに決定いたします。
	次に議第8号農地法第5条の規定による所有権移転について事務局の説明
	を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
	(事務何久及が撃于し、議及が指右する)
車	(議安書 朗語) (議安書 明語)
事務局長	(議案書、朗読説明)
事務局長 議長	(議案書、朗読説明) 事務局より補足説明願います。
	事務局より補足説明願います。
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号2、計1筆、1,619 ㎡
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号2、計1筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成27年度第8回総会の議第38号におきまし
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第8回総会の議第38号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外で
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第8回総会の議第38号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第8回総会の議第38号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。 また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。 また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地でありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。 また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地でありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。 また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地でありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。必要な資金も確認しており確実性があり、計画面積も駐車場と旋回スペー
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地でありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。必要な資金も確認しており確実性があり、計画面積も駐車場と旋回スペースの配置から適当な面積と考えられます。
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。 また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地でありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。必要な資金も確認しており確実性があり、計画面積も駐車場と旋回スペースの配置から適当な面積と考えられます。 駐車場用地で集落に接続していることから、住宅その他申請に係る土地の
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地でありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。必要な資金も確認しており確実性があり、計画面積も駐車場と旋回スペースの配置から適当な面積と考えられます。 駐車場用地で集落に接続していることから、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務に必要な施設と判
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は7頁をご覧下さい。 番号 2、計 1 筆、1,619 ㎡ この件に関しましては、平成 27 年度第 8 回総会の議第 38 号におきましてご審議いただき、遊佐農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振除外ですが)について、変更事由相当として遊佐町長に回答した件でございます。申請地は石辻集落の西側に位置し、住宅が連たんした地域にあり、檀家及び事業用の駐車場整備のため申請したものです。 また、県営ほ場整備事業日向川二期地区、一般県営灌がい排水事業日向川地区の受益地でありますが、事業完了から 30 年以上経過しており、土地改良区の意見書が添付されております。農振農用地除外で土地改良区域内、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。必要な資金も確認しており確実性があり、計画面積も駐車場と旋回スペースの配置から適当な面積と考えられます。 駐車場用地で集落に接続していることから、住宅その他申請に係る土地の

	も支障がないこと、土地改良区とも協議済みであることから許可相当と判断します。 詳しくは審査基準書の2頁に位置図と字限図、3頁に立地基準、一般基準は差し替えのものをご覧ください。補足説明資料の1頁に意見書(案)2頁に現地調査写真、3頁以降にその他参考資料を掲載しております。 先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、髙橋会長の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。 以上です。
議長	それでは7番川俣土地専門部会長より報告願います。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	5月19日に現地を見て来ました。補足説明資料にもあるように現在、用水路の改修工事をおこなっていました。周りを見ても水田状況に与える影響は無いと判断しましたので、申請許可相当と判断致しました。
議長	それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2番佐藤重一委員	私も川俣部会長と同じで何ら問題無いと思います。
議長	それでは私からも現地調査の報告を致します。私も二人と見て来ましたが、同じ意見で周りに及ぼす影響は無いと見て来ましたので許可相当と思います。 それでは、只今の事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第8号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第8号について原案の通り許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。 次に、議第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは、補足説明致します。審査基準書5頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用 地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転が2件、(2) 利用権の設定が4件となっておりま

	す。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 (1)所有権移転 番号 3 計 1 筆、536 ㎡ 総額は 50,000 円で、10a あたりの単価は 92,764 円です。こちらは譲渡人 の希望によるもので、譲受人の耕作地に隣接した畑を売買で移転するもので す。 番号 4 計 5 筆、11,984 ㎡ 総額 2,500,000 円で、10a あたりの単価は 208,611 円です。譲渡人の希望 による売買です。 (2) 利用権設定 番号 19 計 1 筆、1,000 ㎡ 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 16,000 円で同一人と再設定です。借人は
	認定農業者です。
	番号 20 計 1 筆、4,126 m ²
	期間は5年、単価は10aあたり16,000円で同一人と再設定です。借人は
	認定農業者です。
	番号 21 計 2 筆、5,336 ㎡
	期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。
	番号 22 計 7 筆、12,272 ㎡
	期間は3年、単価は弥太郎東と中蕨野が7,000円で、潜窓が17,000円で
	す。借人は認定農業者です。
	以上です。
議長	ありがとうございました。
	この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますの
	で、15番佐藤充委員長より報告をお願いします。
	(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	5月19日に、この会議室で5名の委員が出席して、農地利用調整委員会
	を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総
	会に提出しております。
議長	それでは、質疑に入ります。
	只今の事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。
	(質問・意見なし)
	よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
	願います。 (香鳥会員芸手)
	(委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規
	全員質成ですので、職弟 9 万辰耒経呂基盤畑化促進伝第 18 采弟 1 頃の規 定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決

定いたします。

予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)

無いようですので、これで5月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。 遊佐町農業委員会会議規則第13条の規定により、ここに署名します。

平成	28	年	5	月	25	H

議長		
	議事録署名委員	
	11 番	<u> </u>
	10 巫	6
	12 番	(1)